

○土砂等の採取及び埋立て等に係る事業者の責務の基準

令和3年11月18日

告示第101号

揖斐川町土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則（平成25年揖斐川町規則第19号）第13条に定める事業者の責務として隣接地権者等及び関係住民の理解を得るよう努めるべき基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 隣接地権者等及び関係住民の同意書を徴取すること。
- (2) 前号の同意書が徴取できない場合にあつては、理解を得るよう継続して努めた経緯書を作成し町長に提出すること。
- (3) 前号で経緯書を提出した場合、町長の指導に沿って、隣接地権者等及び関係住民に対しなお同意を得るよう努めるため、開催日時、開催場所、開催内容を周知した上で説明会を開催すること。
- (4) 前号で再度説明会を開催した場合、その開催記録を町長に提出すること。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。